

自己点検事項

◇ 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算
(B001・12注5)

(1) 循環器内科、小児循環器内科又は心臓血管外科についての専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤の医師が配置されている。なお、不整脈及び心臓植込み型電気デバイスについての専門的な臨床経験を3年以上有していることが望ましい。 (適 ・ 否)

(2) 届出保険医療機関又は連携する別の保険医療機関(循環器内科、小児循環器内科又は心臓血管外科を標榜するものに限る。)において、区分番号「K597」ペースメーカー移植術、「K597-2」ペースメーカー交換術、「K598」両心室ペースメーカー移植術から「K599-4」両室ペースメーカー機能付き植込型除細動器交換術までのいずれかの施設基準の届出を行っている。 (適 ・ 否)

(3) 関連学会から示されているガイドライン等を遵守している。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・当該届出に係る常勤医師の出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名